

吉野ヶ里町森林整備変更計画書

自 令和 3 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 13 年 3 月 31 日

令和 5 年度変更

佐 賀 県

吉 野 ヶ 里 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	3
2 森林整備の基本的方針	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2 保育の種類別の標準的な方法	10
3 その他必要な事項	11
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施策の方法	11
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
別表1、別表2	
3 その他必要な事項	16
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5 その他必要な事項	17
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進方向	17
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3 共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4 その他必要な事項	18
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3 作業路網の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	19

第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法	20
2	その他必要な事項	20
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法等	20
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	20
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	21
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	22
7	その他必要な事項	22

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

吉野ヶ里町は佐賀県の北東部に位置し、北部には脊振山地の一部を形成している脊振山が連なり、この山並みを水源とする田手川が町の中央を南北に流れている。また、田手川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。

本町の総面積は 4,399ha であり、森林は本町の北部にまとまって存在し、その面積は 2,016ha、総面積の 45.8% を占めている。民有林面積は 796ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 399ha であり、人工林率は 50.1% で県平均の 67.1% を下回っている。人工林の資源の構成は、35 年生を越える森林が 370ha と、92.7% を占めており、多くの森林資源が利用時期を迎えている。

本町の森林は、林業収益性の低下等に伴う林業生産活動の停滞のために森林資源は成熟しているものの、整備されていない状況にある。このため、シイタケ生産のための原木ほだ木の安定供給やワサビや山菜、さらに竹林の整備によるたけのこ生産等、特用材産物の生産流通体制を整備し、森林資源の有効活用を図る。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を、次のとおり定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能/土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・文化機能 (生物多様性保全機能含む)	観光的に魅力ある自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林 史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林

木材等生産機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
---------	--

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、(1)で掲げる森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

これらについては、森林組合等の林業事業体、林研グループ、森林総合監理士、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等との相互連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導や普及啓発に努め、あわせて、佐賀県森林クラウドシステムを効果的に活用することで、総合的かつ効率的な森林整備の推進を図るものとする。

森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養機能の維持増進を図るための森林として、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進する。

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るための森林として、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、国土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の維持増進を図るための森林として、市民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、市民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進する。

エ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林として、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進する。

また、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等生産機能の維持増進を図るための森林として、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。また、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った総合的な林業諸施策を推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。本町内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して以下のとおり定める。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種					
	サガンスギ	スギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	30年	35年	40年	30年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す施業の方法に従って適切に行う。

施業の区分	標 準 的 な 方 法
皆 伐※1	① 気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、少なくとも20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。 ② 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。 ③ 伐採跡地については、適確な更新を図るため、適地適木を旨として自然条件に適合した樹種を早期に植栽する。また、ぼう芽により更新を行う場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採する。

択 伐※2	① 単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体で概ね均等な割合で行うものとする。 ② 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。 ③ 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な伐採を繰り返し、伐採率30%（人工植栽による場合は40%以下）を基準とする。
-------	--

※1 主伐のうち、択伐以外のもの。

※2 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採するもの。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 立木の伐採及び集材に当たっては、国が定める「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

カ 花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（サガンスギ等）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮し、以下の樹種から選定することとし、木材生産等を念頭に置いた、スギ、ヒノキ等針葉樹やクヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

なお、サガンスギをはじめとした、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め

る。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、サガンスギ、ヒノキ、マツ、クヌギ他有用広葉樹及び郷土樹種

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	疎・中仕立て	1,500 ～ 3,000	
ヒノキ	中仕立て	2,000 ～ 3,000	
クヌギ	中仕立て	2,000 ～ 3,000	

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	林地の保全に配慮し、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する。ササ類等の密生地では必要に応じ除草剤による先行地拵えを実施する。
植付けの方法	正方形植えを基本とする。また、1～2年後に補植を行う。
植栽の時期	2月～4月に行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。 コンテナ苗についてはこの限りではない。

なお、伐採・搬出と並行して地拵え・植え付けを行う一貫作業システムへの取組や、コンテナ苗やサガンスギ等（次世代スギ精英樹）の活用による低密度植栽の導入などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間内に更新を完了すること。

ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、生前稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	針葉樹、カシ類、ナラ類、シイ類、クス、イスノキ、タブノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シイ類、クス、ホオノキ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、キリ類

(2) 天然更新の標準的な方法

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ更新補助作業を行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は下表のとおりとする。なお、伐採跡地の天然更新は、樹高 0.3m 以上の天然更新の対象樹種（前生樹及びぼう芽を含む）が、概ね下表の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上成立している状態をもって更新完了とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
針葉樹、カシ類、ナラ類、シイ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等	10,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を 1 株当たり 2～3 本残すものとし、それ以外のものをかき取る。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、佐賀東部地域森林計画の「天然更新の完了判断基準」に基づき判断し、更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

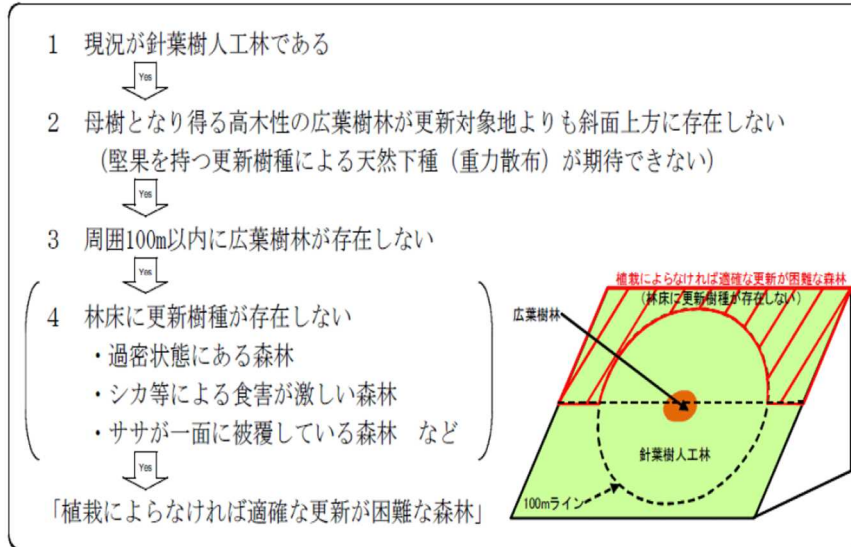
天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待されず、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、以下に掲げる要件の全てに該当する場合を基準とする。ただし、Ⅳの 1 で定める保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

- ア 現況が針葉樹人工林である。
- イ 母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
- ウ 周囲 100 以内に広葉樹林が存在しない
- エ 林床に更新樹種が存在しない。



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) のとおり

- 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合 1 の (1) による。
- イ 天然更新の場合 2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新が可能な森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000 本/ha と定める。

なお、当該対象樹種の立木は、5 年生時点で 3,000 本/ha 以上成立させることとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。なお、植栽樹種のうち広葉樹の樹種については「こだまの森林づくり」で県が推奨するものとする。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進並びに林分の健全化及び木材としての利用価値を向上するため、下表の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施するものとする。

なお、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、平均的な間伐実施時期の間隔に従って間伐を行うものとする。

また、間伐時期については、樹冠が相互に接している状態（うっ閉状態）となった時に初回の間伐を実施し、その後5～10年ごとに生産目標等に応じて伐期に達するまで適時、適切に実施する。

また、施業の省力化・効率化の観点から、林分の状況に応じて列状間伐の導入に努める。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

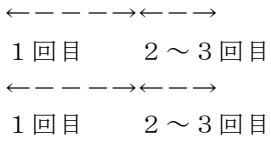
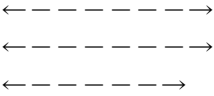
樹 種	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				標準的な方法
		初回	第2回	第3回	・ ・	
ス ギ	3,000 本	16～20	21～25	26～30		間伐木の選定は林分構成の適性化を図ることを原則とするが、形質の良い木を主に残すようにする。 気象被害等に十分注意した上で、間伐率（本数率）は概ね40%以下とする。
ヒノキ	3,000 本	16～22	23～29	30～35		
サガン スギ	2,000 本	20	—	—		サガンスギの経営モデルを利用する。 気象被害等に十分注意した上で、間伐率（本数率）は概ね40%以下とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は下表に示す内容を標準とし、実施に当たっては、個々の森林の育成状況に応じて適期かつ適確に行い、林木の健全な育成を促進する。

保育の種類別の標準的な方法

種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15～20～25		
下 刈 り	スギ	(回数)										造林木が雑草木の被圧状態になる前に、作業の省力化・効率化に留意しつつ、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。 また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高など状況に応じて下刈り回数及び実施期間を縮減できる。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1						
	サガン	1	1	1	1	1	1	1					
	スギ	1	1	1									
つ る	スギ ヒノキ	←-----→ ←-----→										下刈りと併行又は終了後に、ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6～9月。	

切				
枝 打 ち	スギ ヒノキ		枝下径が 6～8 cm に成長したごとに行う。実施時期は 11～3 月。	
除 伐	スギ ヒノキ サガン スギ		目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により、形質成長の不良木を除去する。	

3 その他必要な事項 特になし。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定する。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林など、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期の間隔の拡大を図るとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐（10 ha 以下の伐採）を推進する。森林区域については、別表 2 により定めるものとする。

なお、当該森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a 地形について

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

b 気象について

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c その他

大面積の皆伐が行われがちな地域

森林の伐期齢の下限

樹 種				
ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	ク ヌ ギ	その他広葉樹
45 年	50 年	40 年	20 年	25 年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）

ア 区域の設定

ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林や、山地災害防止機能の評価区分が高い森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね 2 倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10 ha 以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

特に、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は 1 ha 未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表 2 により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a 地形について

- (a) 傾斜が急な箇所であること。
- (b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
- (c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b 地質について

- (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- (c) 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
- (d) 流れ盤となっている箇所であること。

c 土壌等について

- (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。
- (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- (c) 石礫地からなっている箇所であること。
- (d) 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹 種				
ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	ク ヌ ギ	その他広葉樹
70 年	80 年	60 年	20 年	30 年

- (3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

ア 区域の設定

地域住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林など、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね 2 倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10ha 以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は 1ha 未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹 種				
ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
70 年	80 年	60 年	20 年	30 年

（４）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む））

ア 区域の設定

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在し、又はこれらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林、生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する溪畔林を構成する森林など、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね 2 倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10 ha 以下の伐採）を行い、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は 1 ha 未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表 2 により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

- a 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 地域的に希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹 種				
ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	ク ヌ ギ	その他広葉樹
70 年	80 年	60 年	20 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

また、この区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表 1 に併せて定める。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

なお、「特に効率的な森林施業が可能な森林」の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	2 林班イ-26～93、96、99～103 3 林班イ、3 林班ロ、3 林班ハ 4 林班イ-1～26、35、63、4 林班ロ-6、65、66 5 林班イ、5 林班ロ (ただし、イ-39、58～77、ロ-1～6 は除く) 6 林班イ (ただし、イ-1 は除く) 7～13 林班 14 林班イ、14 林班ロ、14 林班ハ、14 林班ニ (ただし、イ-138～140、145、ハ-1～33、ニ-118～121、134～137、140、141 は除く) 15 林班ハ (ただし、ハ-132～145、153、156、162～164 は除く) 17 林班イ、17 林班ロ、17 林班ニ、17 林班ホ (ただし、イ-1～4、ロ-8～25、84、87～101、ニ-1～16、63～73、77、ホ-59～61、99～109、114 は除く) 18 林班イ-189、18 林班ロ	529.06
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	4 林班イ、4 林班ロ (ただし、イ-1～26、35、63、ロ-6、65、66 は除く)	49.5
快適環境形成機能維持増進森林	—	—
保健・文化機能維	1 林班ロ	202.52

区 分	森林の区域	面積(ha)
持増進森林	2 林班イ、2 林班ロ (ただし、イ-6～8、26～93、96、99～103 は除く) 18 林班イ (ただし、イ-189 は除く)	
木材生産機能維持 増進森林	—	—
うち、「特に 効率的な森林 施業が可能な 森林」	—	—

【別表 2】

区 分	施業の方法	具体的な基準	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	・標準伐期齢+10 年 ・皆伐 10 ha以下	2 林班イ-26～93、96、99～103 3 林班イ、3 林班ロ、3 林班ハ 4 林班イ-1～26、35、63 4 林班ロ-6、65、66 5 林班イ、5 林班ロ (ただし、イ-39、58～77、ロ-1～6 は除く) 6 林班イ (ただし、イ-1 は除く) 7～13 林班 14 林班イ、14 林班ロ、14 林班ハ、 14 林班ニ (ただし、イ-138～140、145、ハ-1 ～33、ニ-118～121、134～137、1 40、141 は除く) 15 林班ハ (ただし、ハ-132～145、153、15 6、162～164 は除く) 17 林班イ、17 林班ロ、17 林班ニ、 17 林班ホ (ただし、イ-1～4、ロ-8～25、8 4、 87～101、ニ-1～16、63～73、7 7、ホ-59～61、99～109、114 は 除く) 18 林班イ-189、18 林班ロ	529.06

区 分	施業の方法	具体的な基準	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止/ 土壌保全機能 維持増進森林	長伐期施業 択伐による複 層林施業	・択伐 30%以下 （伐採後植栽を行 う場合は 40%以下） ・伐採区域面積 1 ha 未満	4 林班イ、4 林班ロ （ただし、イ-1～26、35、63、ロ- 6、65、66 は除く）	49.5
快適環境形成 機能維持増進 森林	長伐期施業 小面積皆伐	・標準伐期齢×2 ・皆伐 10ha 以下	—	—
保健・文化機能 維持増進森林	長伐期施業	・標準伐期齢×2 ・皆伐 10 ha以下	1 林班ロ 2 林班イ、2 林班ロ （ただし、イ-6～8、26～93、96、 99～103 は除く）	202.52
	択伐による 複層林施業	・択伐 30%以下 （伐採後植栽を行 う場合は 40%以下） ・伐採区域面積 1 ha 未満	18 林班イ （ただし、イ-189 は除く）	

3 その他必要な事項

（１）施業実施協定の締結の促進方法

現在、森林法第 10 条の 11 第 2 項に定める施業実施協定の締結事例はないが、今後、森林整備を実施するうえで施業実施協定の締結が必要な場合には、森林所有者及び特定非営利活動法人等に助言を行い協定締結につなげることとする。

（２）その他

特になし。

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林は、所有規模の零細な所有者が多く、また、不在村所有者の森林の施業が進まないことから、林業事業体等への長期の施業の委託、森林経営の受託等により、森林の経営規模の拡大し、適切で効率的な森林管理・経営を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の受託等森林の経営の委託の働きかけを推進するとともに、林業事業体等が施業の集約化に取り組む場合必要となる情報を提供する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、協定を締結し、委託内容や費用負担等について明確にする必要がある。また、森林の施業を受託する際には、事前に見積書等を示し、費用負担については森林所有者の了解を得ることが必要である。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用方法

森林所有者が自ら林業事業体等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の森林所有者は、大部分が1ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、林業事業体等、森林所有者等により地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととする。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的な整備、造林、保育および間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるよう推進することとする。

また、不在森林所有者も含め森林施業の共同化に消極的な森林所有者に対しては、森林整備の重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める機会を繰り返し設けていくことにより、林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

3 共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施することとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果

たすべき責務等を明らかにすること。

- 4 その他必要な事項
特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
森林施業の効率的な実施に必要な作業路網の整備を積極的に行うものとし、傾斜や地質等に応じて高性能林業機械によるシステム等に最も効率的な路網配置を計画するとともに整備コストの削減に努めることとする。
なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、下記のとおりとし、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、天然林等の除地には適用しないこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基本路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム※1	35m/ha以上	75m/ha以上	110m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	25m/ha以上	60m/ha以上	85m/ha以上
	架線系 作業システム※2	25m/ha以上	-	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	16m/ha以上	44m/ha以上	60m/ha以上
	架線系 作業システム	16m/ha以上	4m/ha以上	20m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5m/ha以上	-	5m/ha以上

※1：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
特になし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、国が定めた林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定めた林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

特になし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理をすることとする。

（２）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、国が定めた森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）及び県が定めた森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道は特定の林業者等が森林施業専用に利用する施設であるため、必要に応じて施設管理者はゲートの設置・施錠等により、一般の車両の進入を禁止するなど適正に管理するように努める。

４ その他必要な事項

特になし。

第 8 その他必要な事項

１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業体の組織化、施業の共同化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進、ICT を活用した生産管理手法の導入等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業体の体質強化を図るものとする。

また、林業事業体の体質強化により作業中断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善や、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。また、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状	将 来
伐倒造材	町内一円	チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ
集材		集材機	スイングヤーダ
運搬		林内作業車	フォワーダ
造林		人力	人力・フォワーダ

３ 林産物の利用の促進のために必要な設備に関する事項

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、事業者が取り扱う木材は合法伐採木材等となるよう取組を強化する。

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。

また、民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法

(1) 区域の設定（ニホンジカ等を対象）

設定なし。

(2) 鳥獣害の防止方法（ニホンジカ等を対象）

設定なし。

2 その他必要な事項

ニホンジカの目撃情報を収集し、生息が確認された際は、関係行政機関に報告するとともに、生息状況に応じ鳥獣害防止森林区域を設定し、鳥獣害の防止方法について定めることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

特になし。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害対策について、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）等を踏まえ、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、野生鳥獣の生息動向や森林被害の状況に応じた駆除活動の促進、被害対策の普及啓発等を図るものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備促進を図りつつ、森林巡視等を適時適切に実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のため火入れを実施する場合は、吉野ヶ里町火入れに関する条例に基づく。

5 その他必要な事項

森林の保護については、適切な間伐等の実施、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、

鳥獣害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林について、森林浴、自然観察等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森 林 の 林 種 別 面 積 (ha)						備考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
大字三津 地区	18林班イ 87、140、141 169、173～175	40.27	0.37	39.90				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内においては、自然環境の保全に配慮しつつ、次に示す方法に従って、施業を実施するものとする。

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業をおこなうこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

次に示すところに従い、適切な施設の整備を推進するものとする。

森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
①整備することが望ましい施設 管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
②留意事項 ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行うこと。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積(ha)
吉野ヶ里西部	1～3・15～18 林班	365.48
吉野ヶ里東部	4～7・14 林班	271.37
吉野ヶ里北部	8～13 林班	159.41

2 生活環境の整備に関する事項

森林の持つ多面的機能の維持増進を目的とした適切な森林整備を行うためには、森林に対する直接的な整備のみならず、森林所有者が生活する地域の環境整備も重要である。

本町の森林所有者の多くは農業との兼業により森林経営を行っており、生活地域は水田をはじめとした農業生産地域であるため、農業関連の施策と連携を取り、効果的かつ効率的に生活環境の整備を進めていく。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林業の活性化のため、クヌギを中心とした森林施業を行うことにより、シイタケ原木を計画的に供給・販売し、林産物の地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小、中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、公民館におけるまちづくり参加プログラムの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

田手川は本町をはじめ下流の3市の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等への分収造林契約を利用した水源の森造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、森林の経営及び適切な管理につなげる。

7 その他必要な事項

森林の多面的機能の高度発揮が求められているにも関わらず、荒廃の恐れがあるため、公的に

管理・整備をしていく必要がある森林を脊振山麓環境林とし、規模の小さいものを町環境林として位置づけ、荒廃森林の整備を進めることとする。